

令和2年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税通知書等の送付について

■国民健康保険税

◎納税通知書などの送付時期について

7月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などを送付します。

【国民健康保険税の納付方法】

- ・普通徴収とは…納税通知書または口座振替による納付
(特別徴収以外の方が対象。年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)
- ・特別徴収とは…年金天引きによる納付
(世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収での納付となります。)

※国民健康保険税は、世帯主に納税義務があります。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいる場合は、世帯主の方あてに納税通知書を送付します。



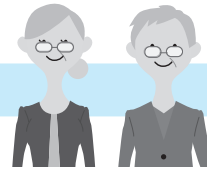
■後期高齢者医療保険料

◎納付通知書などの送付時期について

保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合で決定し、8月上旬に保険料額決定通知書や納付通知書を送付します。

【後期高齢者医療保険料の納付方法】

- ・普通徴収とは…納付通知書または口座振替による納付
(特別徴収以外の方が対象。年度途中で75歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)
- ・特別徴収とは…年金天引きによる納付
(年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収での納付となります。)



■介護保険料(65歳以上の方)

◎納付通知書などの送付時期について

普通徴収で納付の方へ、7月中旬に保険料額決定通知書と納付通知書を送付します。

特別徴収で納付の方へ、8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

【介護保険料の納付方法】

- ・普通徴収とは…納付通知書または口座振替による納付
(特別徴収以外の方が対象。年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)
- ・特別徴収とは…年金天引きによる納付
(年金額が年間18万円以上の方が対象となります。)

※介護保険料は65歳の誕生日の前日の属する月から計算されます。



【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当 (市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp